

釜石市長

住所

氏名

調整給付金支給確認書

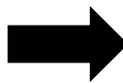
令和6年の所得税(推計)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。以下の内容を確認して、下記★部分を記入のうえ、

年 月 日までに、この確認書を返送して下さい。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法 口座振込
支給口座
支給額

- ・支給口座の変更をご希望の方
- ・上記支給口座の欄が空欄の方
- ・代理確認、代理受給の方



必ずうら面の必要事項を記入し、
必要書類を添付してください。

★ご本人が記入してください。
下記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名		確認日	令和	年	月	日	電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	------	--

【調整給付金の支給額及び算出式】

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分 推計所得税額	控除不足額(①)
	円 - 円 = 円 (<0の場合は0)		
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	円 - 円 = 円 (<0の場合は0)		
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	円 + 円 = 円		
	調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)	万円	※支給日は別途はがきでお知らせします。

※ 「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※ 各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)のコピーを添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。